

「研究開発型ベンチャー支援事業」基本計画

イノベーション推進部

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

① 政策的な重要性

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された政府の「日本再興戦略」等において、技術・事業の知見を有するベンチャー経営者・ベンチャーキャピタリストやベンチャー企業を指導・支援する専門家等を国の施策に取り込み、その目利き機能や経営・事業化等のノウハウを活用して、研究開発型ベンチャー企業の発掘・育成に取り組むこととされている。また、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 では、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)において、技術シーズの迅速な事業化を促すため、新たなイノベーションの担い手として期待されるベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化等の改革を推進することが謳われている。

加えて、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2016 では、ベンチャーが自然発生的に連続して生み出される「ベンチャー・エコシステムの構築」の必要性が謳われており、その具体的施策として民間企業によるベンチャー投資活性化等のため、大企業とベンチャー企業との連携促進の支援に取り組むこととされている。

② 我が国の状況

我が国では、ベンチャーキャピタル、大企業、インキュベーター等から構築されるベンチャー・エコシステムが未発達であり、優れたシーズ技術が存在しても、それらを起業に結びつけ、成功まで導くまでに数多の困難がある。また、新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つという社会的コンセンサスがなないこと等から起業家精神が育たず、ベンチャー企業の興隆が見られない。

他方、大企業を中心に、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、多様な外部技術を活用するオープンイノベーションの必要性が高まっており、研究開発型ベンチャー企業との連携に対する期待は大きくなっている。

研究開発型ベンチャー企業の活性化に向けては、新事業を創出しようという起業家やシード期の研究開発型ベンチャーに対し、ハンズオンによる経営・事業化のサポート、事業資金を供給する金融機関等との連携支援及び共同研究等を行う事業会社との連携支援等、その事業化支援を強化していくことが重要である。

③ 世界の取組状況

起業・創業は、産業の新陳代謝を活性化させ、経営資源の有効活用を図り、雇用を創出する上で不可欠である。しかし、我が国の開業率は長らく低迷しており、日本の 4.6%は、米国の 9.3%、英国の 11.4% (2012 年、米国のみ 2010 年)と比較して著しく低い状況にある。一方、我が国の企業、大学、研究機関等では世界の先端に行く研究が実施され、将来有望な技術シーズが数多く存在している。

④ 本事業のねらい

本事業では、NEDO のミッションである「エネルギー・環境問題の解決」と「産業競争力の強化」の一環として、平成 25 年度補正予算で構築した「研究開発型新事業創出支援プラットフォーム」（優れた技術の事業化計画や周辺技術との融合等を促進する仕組み）を活用して、我が国の企業、大学、研究機関等が有する技術シーズの発掘から事業化までを一貫して政策的に推進することにより、研究開発型ベンチャーの創出、育成を図り、もって経済活性化、新規産業・雇用の創出につなげることを目的とする。

(2) 制度の目標

① アウトプット目標

我が国の経済活性化、新規産業・雇用の創出が期待できる技術シーズを有し、研究開発型ベンチャーの起業を目指す起業家候補人材（スタートアップイノベーター。以下「SUI」という。）に対して、支援実施後に、ビジネスプラン策定等に関する習熟度や支援に関する満足度等について、アンケート調査を行い、参加者の 6 割以上が、参加当初に予定した習熟レベルを概ね達成し、支援内容に満足したという結果を得る。

また、研究開発型ベンチャーを支援する国内外のベンチャーキャピタルやシード・アクセラレーター等（以下「VC 等」という。）と連携したシード期の研究開発型ベンチャー（Seed-stage Technology-based Startups。以下「STS」という。）への支援については、事業終了 5 年後に支援開始前と比較して VC 等からの投資額を 2 倍以上とする。

加えて、事業会社と共同研究等を行う研究開発型ベンチャー（企業間連携スタートアップ（Startups in Corporate Alliance）。以下「SCA」という。）への支援については、事業終了後 5 年以内での M&A 等によるエグジット達成率を 3 割以上とする。

② アウトカム目標

本事業の取組により、我が国の企業、大学、研究機関等の優れた技術を基にした産業界をリードする研究開発型ベンチャーを創出・育成するとともに、グローバルなネットワークを持つ VC 等の日本での活動が強化されるとともに、研究開発型ベンチャーと事業会社の連携が促進されることを目標とする。

③ アウトカム目標達成に向けての取組

SUI、STS 及び SCA を発掘し、技術・事業化の専門家によるビジネスプラン策定への助言及び民間ベンチャーキャピタル・金融機関及び事業会社や潜在ユーザー等との連携促進等を通じた起業支援を適切に実施する。

(3) 制度の内容

① 制度の概要

特定の技術シーズを有し、研究開発型ベンチャーの起業を目指す起業家候補を事業化支援人材の下で育成するとともに、研究開発型ベンチャーに対して事業化のための支援を行うことにより、我が国企業、大学、研究機関等の優れた技術を基にした研究開発型ベンチャーの創出・育成を促進する。

その他、上記の目的に照らし、オープンイノベーションの促進及び政府関係機関の施策連携に資する活動や既存の研究開発型ベンチャー等に対するハンズオン支援を行う。

実施項目 1 SUI による企業化可能性調査等の実施

SUI を公募により採択の上、起業までのフィージビリティ調査を以下のとおり行う。また、SUI の候補となる人材の発掘に資する研修等を行う。

1) SUI による企業化可能性調査

SUI を公募、採択し、そのビジネスプランの構築等の企業化可能性調査を行う。

2) 事業化支援人材・機関による支援事業

SUI が行う技術開発及び事業化を促進するために必要な助言・指導等の支援を行う事業化支援人材等を公募等により採択する。事業化支援人材等は、ビジネスプラン策定の研修・助言、技術面及び法律・知財面の支援、グローバルな技術融合による課題解決、金融機関等との連携による出資、融資の促進、潜在ユーザーとの連携等の支援を SUI に対して行う。

実施項目 2 STS に対する事業化支援

研究開発型ベンチャーを支援する国内外の VC 等を募集して認定し、その認定された VC 等が出資を行う研究開発型ベンチャーに対し、審査を行った上で、事業化のための支援を行う。

実施項目 3 SCA に対する事業化支援

事業会社と共同研究等を行う研究開発型ベンチャーに対し、審査を行った上で、事業化のための支援を行う。

②対象者

実施項目 1 SUI による企業化可能性調査等の実施

SUI は、特定の技術シーズを有する機関に所属する又は自らが特定の技術シーズを有する個人又はチーム、若しくは特定の技術シーズを有する本邦法人とする。

事業化支援人材・機関は、事業化支援に係る能力を有する専門家又は法人とする。

実施項目 2 STS に対する事業化支援

VC 等は、日本国内に拠点を持つ又は拠点を持つ予定であって、業として研究開発型ベンチャーへの投資や事業化支援を行う機能を有する単独の企業又は複数の企業等による連携体制とする。

STS は、認定された VC 等から一定以上の出資を受ける予定がある本邦法人（交付決定までに設立予定の法人を含む。）とする。

実施項目 3 SCA に対する事業化支援

SCA は、事業会社との共同研究等を行う研究開発型ベンチャーである本邦法人とする。

③実施期間

実施項目 1 SUI による企業化可能性調査等の実施

2 年間以内。なお、調査期間中にステージゲート審査を行い、調査事業の継続の可否を判断する。

実施項目 2 STS に対する事業化支援

2 年間以内。

実施項目 3 SCA に対する事業化支援

2 年間以内。

④事業規模等

実施項目1 SUIによる企業化可能性調査等の実施

企業化可能性調査等のためのSUIの労務費、活動費(労務費以外)等、合わせて3,500万円程度/年の委託を行う。

また、事業化支援人材等に対するビジネスプラン策定等の支援に関する費用執行はNEDOの規程に従うものとする。

実施項目2 STSに対する事業化支援

以下の条件で、事業化に係る経費(企業化可能性調査費、実用化開発費、労務費等を含む。)を助成する。

【助成条件】

1)助成額

70百万円以内/(2年)

2)助成率

2/3以内

実施項目3 SCAに対する事業化支援

以下の条件で、事業化に係る経費(企業化可能性調査費、実用化開発費、労務費等を含む。)を助成する。

【助成条件】

1)助成額

70百万円以内/(2年)

2)助成率

2/3以内

⑤その他

以上の各業務のほか、オープンイノベーションの促進のため、オープンイノベーション協議会の事務局として、オープンイノベーションに関する先進事例の収集と発信及び関連イベント開催等の活動を行う。また、政府関係機関の施策連携に資する活動として、政府関係機関の申請書共通様式及び補助金等申請書自動作成システム試用版作成の検討調査を行う。

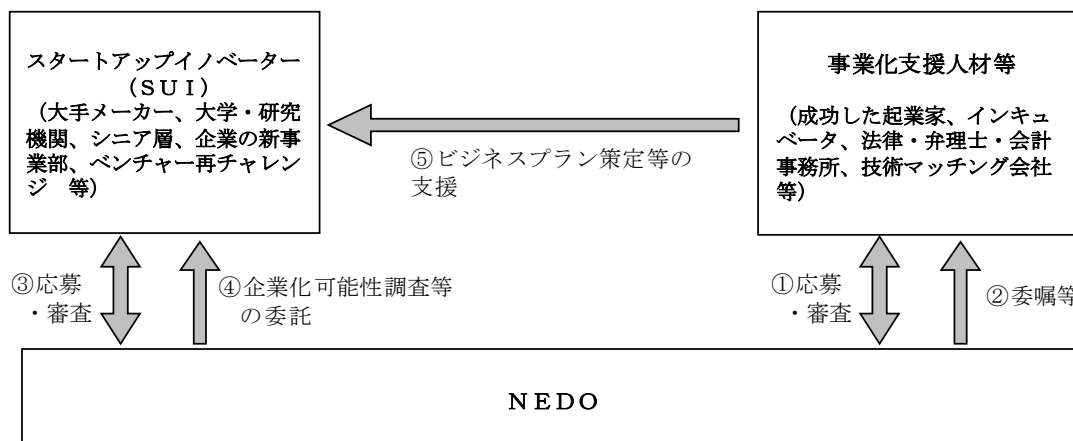
2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

実施項目1 SUIによる企業化可能性調査等の実施

NEDOがSUIを公募によって選定し、SUIが所属する機関に企業化可能性調査等を委託する。また、NEDOは事業化支援人材等を公募等も踏まえ委嘱等を行う。

実施スキーム

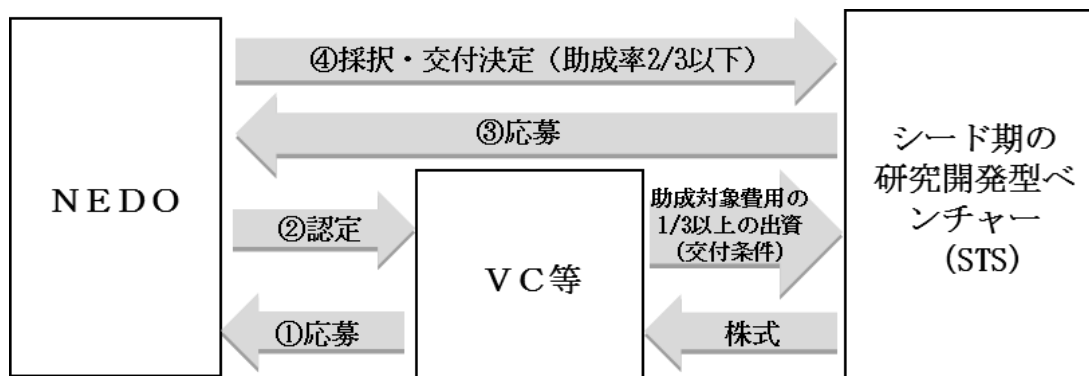


- ① NEDOは、事業化支援人材等を公募し、審査して採択決定を行う。
- ② NEDOは、事業化支援人材等の委嘱等を行う。
- ③ NEDOは、SUIを公募し、申請書類の審査、面接等を実施し、SUI採択者を決定する。
- ④ NEDOは、SUIに企業化可能性調査等の委託を行う。
- ⑤ NEDOが委嘱等を行う事業化支援人材等は、SUIに対してビジネスプラン策定等の支援を行う。

実施項目 2 STS に対する事業化支援

NEDOは、VC等を募集し、審査を経て優良と認められた場合には認定を行う。続いてNEDOは、認定を受けたVC等が出資を行うことを予定している研究開発型ベンチャーの公募を行い、審査を経て交付決定を行う。

実施スキーム

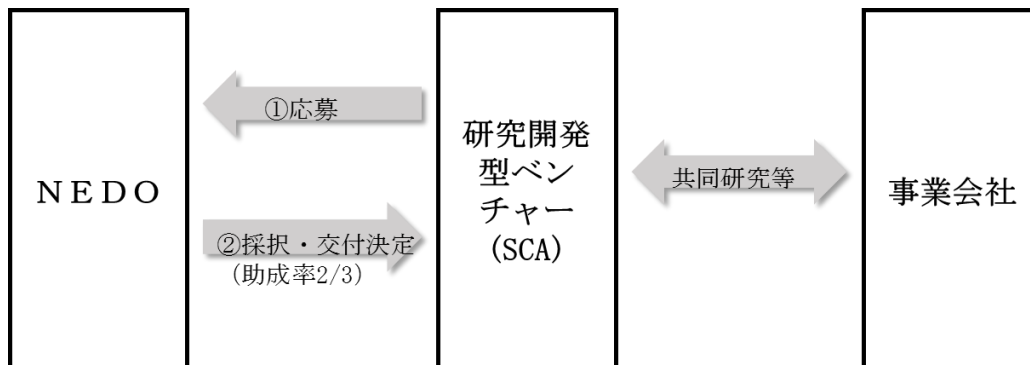


- ① NEDOは、VC等を募集し、審査を行う。
- ② NEDOは、VC等の認定を行う。
- ③ NEDOは、認定を受けたVC等が出資を行うことを予定している研究開発型ベンチャーを公募し、審査を行う。
- ④ NEDOは、研究開発型ベンチャーの採択・交付決定を行う。

実施項目3 SCAに対する事業化支援

NEDOは、事業会社と共同研究等を行う研究開発型ベンチャーの公募を行い、審査を経て交付決定を行う。

実施スキーム



- ① NEDOは、事業会社と共同研究等を行う研究開発型ベンチャーを公募し、審査を行う。
- ② NEDOは、研究開発型ベンチャーの採択・交付決定を行う。

(2) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有する NEDO は、経済産業省と密接な関係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

①公募・採択

- 1) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。公募に際しては、NEDOのホームページ上に、原則、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能な場合を除く。）には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便性にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- 2) NEDO外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の意見も参考に、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。
- 3) 公募締切から原則70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。
- 4) 採択案件については、申請者、テーマの名称等を公表する。
- 5) 不採択候補者に対する理由の通知を行う。

②評価

NEDOは、政策的観点から、事業計画の意義、目標達成度、事業化の実現可能性、将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な事業性評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じて支援打ち切り等を迅速に行う。

必要に応じて、1年目の終了時（又は随時）に外部有識者等によるステージゲート審査を実施し、2年目への移行の可否判断を行うことにより効率的・効果的な執行を行う。また、事業終了後に事後評価を実施する。

なお、評価の実施時期については、当該技術シーズに係る技術動向、政策動向や当該事業化の進捗状況等に応じて、前倒しする等、適宜見直しを行うものとする。

3. 制度の実施期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間実施する。

4. 制度評価に関する事項

NEDO は、技術評価実施規程に基づき、技術的・政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を実施する。

評価の時期は、中間評価を平成 28 年度、事後評価を平成 31 年度とし、本制度に係る技術動向、政策動向や本制度の進捗状況等に応じて、適宜見直しするものとする。

また、制度評価結果を踏まえ必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等見直しを迅速に行う。

5. その他の重要事項

(1) 制度基本計画の変更

NEDO は、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、制度基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(2) 根拠法

本事業は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 15 条第 1 号各項、2 号、3 号、7 号、8 号及び 9 号に基づき実施する。

6. 基本計画の改定履歴

(1) 平成 26 年 4 月 制定

(2) 平成 27 年 3 月 「実施項目 2 シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援」の追加による改訂

(3) 平成 27 年 7 月 予算増額による改訂

(4) 平成 28 年 4 月 根拠法名、実施項目 2 の項目名等の変更に係る事務的な内容の改訂

(5) 平成 28 年 9 月 「実施項目 3 SCA に対する事業化支援」の追加による改訂

(6) 平成 28 年 12 月 「1. (3) ⑤その他」の追加による改訂

(7) 平成 29 年 2 月 「実施項目 2 STS に対する事業化支援」の助成率の変更による改訂